



2015年3月 第4号 あすなろ作成委員

ひと雨ごとに春らしくなってきましたね。みなさん、いかがお過ごしでしょうか？
今年度の締めくくりや、来年度に向けての準備があったりと忙しい時期ですが、体調を崩さないよう息抜きをしながら頑張りましょう！
それでは、今年度最後のあすなろをお届けします。
原稿作成に協力していただいた方々、ありがとうございました。

第87回幡多地区公立学校事務職員研修会に参加して

四万十市立八束小学校 主事

【研修Ⅰ…学校経営の手引きグループ発表（危機管理）・討議】

研修Ⅰでは地震・津波について「備える」をテーマに、3つの観点（校内の環境整備・備蓄、発生時の行動・意識、事後の事務処理）から発表をしていただきました。安全点検や避難訓練、BCP（業務継続計画）等の話を通して備えておけばよいことや方法を知ることができました。BCPを策定していれば、災害発生時重要業務への影響を最小限にとどめることができます。記録が重要になるため、必要になる様式も知ることができとても勉強になりました。

発表を聞いて、事前の危機管理が大切だと改めて感じたと同時に、知らないことや行動に移せていないことが多くあり自分の意識の低さを感じました。研修会の翌日徳島県で地震が起こった際、携帯に緊急地震速報が入ったのですが、ドキッとしましたし混乱しました。備えていなければ、実際に南海トラフ地震が起きた時に後悔することが出てくると思います。このような研修で学んだことで実践できることは、今のうちに実践しておくことが大切だと感じました。



【研修Ⅱ…これからの学校事務のあり方についてグループ別研修】

学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方についてという諮問文を読み、「教員としての専門性や職務を捉え直し、学校内における教職員の役割分担や連携の在り方を見直し改善していくとともに、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置し、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が、一つのチームとして力を発揮することが求められています」と述べられていることを確認し、組織とチームの違いについて篠田事務長よりお話していただきました。その後学校事務職員の職務と専門的力量に関する調査を行いました。調査をやり終えて、学校事務職員の職務の幅の広さに改めて驚きました。必要だと感じた能力も多く、しかしながら、能力の修得に関しては自分はどの項目においてもまだまだ浅いなと感じました。グループ別研修では、夢のある話をしようということで熱く語りました。学校事務職員の職務と専門的力量に関する調査も振り返りながら、「チーム」について話しました。1人でやることには限界があります。私自身、地域共同実施というチームの中で同じ目的を持って取り組んでいることがあるのですが、その取組は私1人ではできないことだと思います。同じ目的（課題）を持ち、その解決に向けて進んでいけるチームがあることは心強いし有難いことだなと思いました。また、地域共同実施で話し合ったことを勤務校に持ち帰り、次は学校組織全体で1つのチームとなって取り組んでいくことこそが求められていることだと感じました。先輩方の思いも聞く事ができ、夢のある話ができとても有意義な研修でした。

【福利厚生に関する実務研修】

はじめに、福利厚生について、主に貸付金についての実務研修を手引きを使いながら行った。各様式に記入する際の注意点、間違いの多い箇所等説明をしていただいた。次に、組合員・短期給付関係の周知事項について、被扶養者の資格確認後の留意事項、法令等の改正等説明していただいた。検認後はやはり、被扶養者の収入の状況把握の遅れ等があり、戻入にも繋がる恐れがあるので、事務の方から職員会等で職員への周知や、共同実施内で各校の諸手当の確認作業や法令改正の通知文書の読み合わせと確認を徹底していきたい。後半では質問や意見への回答等で、介護保険料の納付について該当事例をあげ、回答をいただいた。保険料のことでもそうだが、そのほかの事でも、職員から質問があってもすぐに答えを出せない場合があるので、今後はどのような場合でも、迅速かつ適切な答えを出せる態勢づくりに努めたい。最後に福祉保健制度ということで、教職員互助会の公益事業についてや退職互助会部の相談室についての説明をしていただいた。

福利厚生についてはこれからも該当が必ずあり、また、自分自身も必要なときがあると思うので、これからも研修等を重ね、職員への周知、適正な助言と事務処理に努めたい。



【発達障害について】

発達障害の子どもの特性等についてのプレゼンや映像等を見て学ぶことができた。漢字の学習では、同じ漢字でもフォントが違えば、とめ、はね、はらい等の違いで違う漢字に見える場合もあることも学べ、そのような場合は、管理職、学級担任と話し合いユニバーサルフォントを検討したいと思う。今後も発達障害について理解を深め、事務職員の視点でできることを考え、支援していきたい。



【四国大会報告】

『学校評価をおとして事務職員の果たすべき役割を考える』『学校経営に参画するには』ということで、横浜中学校長と事務長に実践発表をしていただいた。

岡林校長の実践より、進学率やガラスの破損など、あらゆることのデータを集めて学校経営へ反映していること。また、事務長の実践より、学校評価への記入、保護者アンケートに答えて『安心メール』のシステム作りのこと等、その他にも四国大会で発表したことの報告をしていただいた。

学校評価もふまえ、校長の学校経営方針を理解し、経営資源に関することや、その他様々なことの情報収集や発信、システム作成等することで、学校経営に結び付く財務運営等考えられ、学校経営、学校評価実施への参画につなげていけるのだと思う。今後もこれまで以上に学校評価、学校経営に事務職員が参画することが求められ、必要になってくるだろう。その中で学校経営方針や経営資源、財務運営等様々なことを視野に入れ、学校評価をおとして自分の果たすべき役割、学校経営に参画するにはどうすべきかを常に考え、取り組んでいきたい。





「冬来りなば 春遠からじ」

四万十市学校事務支援室
事務長

今週初めのこの冬一番の寒波も仁淀川町の秋葉祭りが終わり、幾分和らいだように感じるようになりました。今回は自分の好きな言葉をタイトルといたしました。この言葉はイギリスの詩人シェリーの「西風に寄せる歌」の一節からきているようですが、実は自分自身も今回調べて初めて知りました。

しかし、なぜこの言葉が好きかと言いますと古めかしい言葉の響きと今の時期に冬の寒さを感じ、もうすぐ春を迎えるのだと思うと何となく晴れやかな嬉しい気分になるからです。だから、私は仕事に悩み苦しい時にこの言葉をつぶやくことがあります。そうすると何となく先が見えてくるような気がして気力が出てきます。皆さんも自分を勇気づける言葉をぜひ一つ持つと良いですね。

～「If winter comes, can spring be far behind」～

厳しい冬がくれば、春はすぐその隣、人生の厳しい冬も

いつまでも続くわけではなく、希望に満ちた未来がすぐ後ろに控えている。

今回の事務長よりパートⅡはあすなろ編集委員さんに自ら書かせて下さいとお願いしました。その時には高知県のここ10何年の学校事務の流れを皆さんにもきちんと掴んでもらいたいとの大きな思いから申し出たのですが、いざ締切が迫ってきて少し後悔の気持ちが出てきています。・・・ここで「冬来りなば春遠からじ」をつぶやいています！・・・

さて、高知県の学校事務は平成14年あたりから大きく変わってきたと思います。私が総括主任に昇任した年が平成17年度で、その激しいうねりに揉まれながら自分自身も成長してきたと実感しています。ここでは色々なポイントを捉えて自分なりの分析・考えを皆さんに伝えたいと思います。

①平成14年度 初めて総括主任9名が発令される。

総括主任の職務は「担当の事務を掌理し当該事務を所掌する職員を指揮監督する」と各市町村の管理運営に関する規則に位置付けられました。そして総括主任には次のような役割が求められました。

- 1) 専門分野での知識、経験と行政論理等を活かした学校経営への参画
- 2) 近隣複数校の学校事務の指導、助言、管理職に対する意見具申・助言
- 3) 地域の学校を視野に入れた学校事務の連携の中心的役割
- 4) 地域への情報提供・収集

このように、学校経営への参画、市町村教育委員会、管理職、関係機関との連携、地域の学校を視野に入れた取り組み等、学校事務体制を確立するためのリーダーとしての役割が期待された。しかし、高い志を持って9名の総括主任さんは取り組まれたが、各市町村教育委員会の考えの違いから全ての市町村に学校事務に責任を持てる体制の構築までには至らなかった。

②平成17年度 南国市に大湊小事務室が設置される。

平成16年度の全事研高知大会で県事研が提案した学校事務支援室構想を南国市が実践を開始。大湊小事務室には事務職員3名が配置され、同時に兼務発令を受けた3名を含む6名体制で共同実施を行う事務室が初めて設置された。事務室では、①全ての学校への事務計画の定着、②未配置校・臨時籍校・大規模校の支援、③相互チェック体制の確立、④法令等の確認・文書の共通理解、⑤情報の収集・発信を事務室の職務として位置付けて行われました。そして、南国市教育委員会の全面的なバックアップと当時の室長（総括主任）のエネルギッシュな行動力とリーダーシップとが相俟って、学校間での事務の共有化・平準化が着実に進められました。その取組は、当時では画期的な学校事務の研究発表会「かがやく明日への人づくり（学校事務）公開」を通じて、高知県内の市町村へ情報発信され徐々に拡がりを見せてきました。

～学校事務誌「ちょっと拝見共同実施」四万十市の共同実施より～

③平成17年度 公立小中学校事務職員研修体系確立

公立小中学校の事務職員を対象とした研修については、平成14年度からは教育センターにより実施されているが、毎年度の研修内容については、研修体系に基づいて企画したものではないため、単年度ごとの一定しない内容になっているという課題があった。研修の効果をあげるためには体系に基づいた研修が必要であること、また、学校事務職員の果たすべき役割も時代の変化とともに変容しており、こうした時代に対応した研修の在り方についても、整理をすることから、「公立小中学校事務職員の資質や能力の向上を図るための体系的な研修の在り方等について検討を行うこと」を目的として「公立小中学校事務職員研修体系検討委員会」が設置され、平成18年3月30日に高知県教育センターより研修体系が各地教委へ送付された。

この研修体系は研修内容を5つの柱で体系化されていて、事務職員のライフステージ・職能成長に応じて研修内容や時期を職階や経験年数ではなく「基礎」・「充実」・「発展」・「指導」の成長段階で区分されている。また、公立小中学校事務職員の研修における県の役割を明確にし、研修の全体像を示すために県教育センターだけでなく、市町村教育委員会・共同実施組織・事務研究会を含めて体系づけられた。

この研修体系の確立により事務職員の育成には、共同実施組織でのOJTと事務研究会の研修による資質向上が必要と位置付けられたことが大きな成果だと思います。私たち事務職員もこのことを常に意識して、自分自身の職能成長や後輩の育成に取り組むことが重要です。

④平成18年度 高知県の公立小中学校における学校事務のあり方に関する報告（提言）

国の動向（資料1参照）を受けて高知県教育委員会は学校事務のあり方検討委員会を設置して、今学校事務に関してどのようなことが求められているのか。また、高知県の学校事務の現状がどうなのか。」ということ踏まえ、たうえで、「学校事務のあり方をどのように整理し、学校事務職員の役割や事務の執行体制等の改善にどのように取り組んでいくべきか。」ということについて検討を求めた。

そして、今後の高知県教育委員会の取り組みの方向性や質の高い学校事務を執行していくための工夫、仕組みづくりのあり方、方向性を取りまとめようとなりました。

あり方検討委員会の委員には県教育委員会から課長3名（教職員課長・小中学校課長・教育政策課長）、市町村教育委員会から教育長2名、学校から校長2名、教頭1名、総括主任3名が委嘱された。このメンバー構成（課長3名・市町教育長2名）には、県教委と担当課である教職員課の熱い思いが反映されたものであると感じたことでした。

また、このあり方検討の協議内容を各学校の自主性・自立性の確立と自らの責任と判断による創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを実現するための、学校運営組織の見直しに繋げるんだとの強い意志が見えました。

あり方検討委員会では学校事務職員についてのみ考えるのではなくて、学校事務をトータルでとらえて考えることを基本とし「学校事務職員の役割について」はなにか、「学校事務の課題等について」とはなにか、「学校事務の組織体制のあり方について」どうあるべきかの3点に主眼を置いて協議が行われた。そして、実態把握のために全市町村教育委員会・学校（全管理職・教職員・全事務職員）を対象に学校事務のあり方に関する実態・意識等調査アンケートが実施された。このアンケート調査により現状の把握ができて、あり方検討委員会で協議内容等を整理して下記の項目について協議が進められた。

- ①「学校事務職員の配置状況から生じる課題」（未配置・臨時籍校、1校1名体制等）
- ②「学校事務のシステム整備等」（市町村教委・学校に求められるもの）
- ③「学校事務と教職員（職員の学校事務に対する意識、課題改善の方策等）」
- ④「学校事務職員の職務と能力育成」（職務と役割、能力育成、総括主任の活用）

協議によりあり方検討委員会から県教委へ提言（資料2参照）が出されて、地域の実情に応じた方法により共同実施等の取り組みを進めるべきであり、共同実施組織に置けるリーダーの役割や権限のあり方についても検討を進めることが必要であると提言されました。

⑤平成18年度 公立小中学校事務職員の標準的職務について（通知）

高知県教育委員会はあり方検討委員会の提言を受けて、学校事務職員の役割、学校事務職員の能力を活用すべき事項などを整理し、昭和49年に出された「公立小中学校事務職員の標準的事務分掌」の見直しを行いました。そして、平成19年1月18日に32年ぶりに標準的職務について市町村教育委員会へ通知しました。

※見直しの基本的考え方

1. 学校事務が機能し、学校が組織として責任を果たしていくために、学校事務職員がより主体的に学校経営に関与していくことが必要であることから、その役割を標準職務の中に含める。
2. 学校事務職員が、学校経営に関わっている業務、あるいは関わりが必要となってくるものも、学校事務職員の職務と整理する。
3. 見直しにあたっての基本となる3つの考え方
 - ①経験年数の長短に関わらず、学校事務職員が当然担う役割として整理
 - ②学校権限の拡大に伴い増大する学校事務に対応した職務の区分
 - ③総括主任の役割の明確化

昭和49年通知では大きく事務分掌が「財務」・「庶務」に区分されていましたが、今回の通知では新たに標準職務として「学校経営への参画」、「財務」、「情報管理」、「総務」、「渉外」、「検査、監査」の6項目に区分されました。そして、総括主任の役割として地域の学校事務の支援や指導等が明確に位置付けられました。

この通知により事務職員の職務に責任を持って学校経営に関わることが位置付けられたことは大きな前進です。ぜひ、皆さんも再度通知を読んで内容を理解して、参加ではなく参画するという気持ちを持って積極的に学校経営に関わっていただきたいと思います。

※昭和49年3月通知及び平成19年通知は県事研研究集録「わか竹」参照

⑥平成21年度 高知県教育振興基本計画策定

高知県教育委員会は平成18年改正された教育基本法の理念や、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画を踏まえながら、高知県の実情に応じ、また強みを生かした教育を振興していくために、今後10年間を見通した中長期的な計画である「高知県教育振興基本計画」の策定に取り組みました。この策定段階の中間まとめについて、広く県民の意見を聞くためにパブリックコメントが行われました。しかし、「教育振興基本計画」の中には学校事務に関する基本方針や重点的な取り組み、現場にいる学校事務職員の役割などの部分にも記載がされていない状況でした。このことを受けて県総括主任連絡会及び県事研はパブリックコメント（資料3参照）に応募して学校事務の位置づけについて要望いたしました。

その結果下記のような結果を得て教育振興基本計画に「組織的な学校事務の推進」が位置付けられました。

【意見】

高知県全体の学校事務の均質化、質の向上に向け事務職員が一丸となって取り組んでいる。「高知県教育振興基本計画」に、学校事務の重要性や役割の変化、校内事務組織の強化・事務支援組織の充実や整備等を明記し、学校現場や県下・事務支援組織の充実や整備等を明記し、学校現場や県民に示して欲しい。

【結果】ご意見の趣旨を踏まえ、学校事務についての項目等を追加しました。

この取り組みの結果、計画の第5章基本方針に基づく今後5年間の具体的な施策（9）校長等のリーダーシップのもと意欲と活力に満ちた組織的な学校づくりを進めようの年度別実施計画に、組織的な学校事務の推進（集合化の拡大、事務長の設置の検討）を達成目標として、県内全域での学校事務の共同実施により、組織的で効率的な学校事務体制の強化が示されました。そして、この目標を達成するために、後に「組織的な学校事務の推進会議」が設置されることになったのです。

⑦平成25年度 組織的な学校事務の推進会議報告書（送付）

推進会議においては、①学校経営における学校事務機能の強化、②事務処理体制の確立、③今後の共同実施組織のあり方、④その責任者となる事務職員の職責等の整理を行うための協議が行われ以下のような方向性が示されました。

【今後の共同実施の望ましい形態】

共同実施が継続して安定的に行われるためには一貫した取組が必要であり、責任の所在が明確となる支援室の設置が望まれる。

しかし、高知県の現状を考えると、すべての市町村に支援室の設置が可能ではないため、少なくとも地域の学校をグループ化し、相互に支援できる体制を整えることが必要である。

また、学校が2校しかない町村もあるため、共同実施がその目的を達成するためには市町村の枠を越えた取組を市町村教育委員会が連携し行っていく必要がある。

【事務長（仮称）の配置】

学校事務に関する企画・調整、事務処理等を一元的に行う共同実施組織の機能をより強化するためには、事務処理上の決裁権や組織職員への指揮・監督権等を有したリーダーとなる職員の配置が必要となる。

しかし、現在の総括主任の役割では職責を超えることになり、県立学校の事務長と同程度の権限を有した職の設置が望まれる。

仮に事務長の配置となれば、実施体制が現に組織化している支援室に事務長を配置することが望ましいと考えられ、限られた地域となるが、配置の第一段階としてスタートするべきと考える。

【支援の充実】

任命権者である県教育委員会と服務監督権者である市町村教育委員会がそれぞれの役割を果たし、学校事務職員の職業能力の育成や課題解決を目的とした研修をはじめ、支援をより一層充実させる必要がある。

また、事務長・総括主任に対し、より高度な専門性や指導力の向上を図るための研修の実施やサポート体制の充実が必要となる。

市町村教育委員会は、共同実施の取組と併せ、共同実施組織が行う研修の実施をサポートしていく必要がある。

報告を受けた高知県教育委員会は平成26年2月24日に市町村立学校への「事務長」職の設置について（通知）や平成26年10月27日には学校事務の共同実施の推進について（通知）を出して具体的な動きを見せ始めています。

昔のことを話すのは年を取った証拠と言われそうですが、どうでしょう本当に激動の10数年と思いませんか？そしてこの大きな変換点にいる、事務職員のみなさんにとって貴重な経験であり財産であると思います。そして、この事務職員が「学校経営に参画する」という大きな流れを引き継いでいく責任もすべての方にあると思います。自分はそんな気持ちは持っていないとか荷が重いと言う訳には職務ですから許されません。これから大量退職時代が始まりますが、若い世代にいい加減な職務内容や仕事を引き継ぐことがないように、私も含めてそれぞれが力を発揮していきたいと思います。そのためには、リーダーを中心にした共同実施組織体制の確立や確かな育成システムの整備は欠かせません。

口はばった言葉になりましたが、これからもいつも思っている自分自身の仕事を楽しみ、そして人のために役立つことを目標に皆さんとともに進んでいきたいと思っています。



※資料1

◎平成10年9月 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（抜粋）

（改革の方向性）

- (1) 各学校の自主性・自律性の確立と自らの責任と判断による創意工夫を凝らした特色ある学校づくりの実現のためには、人事や予算、教育課程の編成に関する学校の裁量権限を拡大するなどの改革が必要である。また、学校の自主性・自律性を確立するためには、それに対応した学校の運営体制と責任の明確化が必要である。このため、校長をはじめとする教職員一人一人がその持っている能力を最大限に発揮し、組織的、一体的に教育課題に取り組める体制を作ることが必要であり、このような観点から学校運営組織を見直すことが必要である。

第3章 学校の自主性・自律性の確立について

5 学校の事務・業務の効率化

具体的改善方策

（学校の事務・業務の共同実施）

- ク 学校の規模や実態に応じて、学校事務を効率的に執行する観点から、特定の学校に複数の事務職員を集中的に配置して複数校を兼務させることや学校の事務を共同実施するセンター的組織を設置すること等により、学校事務・業務の共同実施を推進するための方策を検討すること。

（専門的人材の活用）

- ケ 養護教諭、学校栄養職員、学校事務職員などの職務上の経験や専門的な能力を本務以外の教育活動等に積極的に活用するとともに、学校教育相談や進路相談などの分野において学校内外の専門的知識を有する者を活用し、必要に応じて校内の生徒指導組織等との連携を行うなど、学校内外の多様な人材を積極的に活用する方策を検討すること。

◎平成16年12月 中央教育審議会教育行政部会（学校の組織運営に関する作業部会）

審議のまとめ「学校の組織運営の在り方について」（抜粋）

(2) 学校の組織体制の再編整備

③ 事務処理体制の整備

学校の権限の拡大などにより、学校が自ら責任を持ってその事務、業務を執行することが必要となる。

その中で、事務職員は、より効果的、効率的な事務処理を図り、事務執行や渉外などにおいて学校経営の専門スタッフとして中心的な役割を担うことが期待される。

しかし、特に小・中学校については、事務職員の配置が1人のところが多く、十分な組織体制が取れず、教育行政サービスに差が生じたり、安定性に欠ける場合もある。

また、上司、先輩の指導助言も得られないなど、職員自身の資質や意欲の向上を図りにくいという問題がある。また、高等学校等も含め、事務組織の職務権限が必ずしも明確でなかったり、一層の権限の委任が効果的であると考えられるものもある。

このようなことを踏まえ、人的措置を含め事務処理体制を整備し、前述の教育活動を支える領域として明確に位置づけることが必要ではないか。

これにより、効率的で安定的な事務処理が図られるとともに、指導時間の確保など教員が教育活動

により専念できる環境づくりにもなり、教育活動の領域にも好影響を与えられ。

※資料2

【提 言】

- I 各市町村教育委員会は、子どもたちの成長を支える教員がより教育活動に専念できるように、学校事務の適正で効率的な執行を推進することが必要である。
そのために、この報告書に掲げる執行体制の例を参考として、学校数や学校事務職員の配置状況など、地域の実情に応じた方法により共同実施等の取り組みを進めるべきである。
また、県内における共同実施の進展状況に応じて、共同実施組織におけるリーダーの役割や権限のあり方についても検討を進めることが必要である。
- II 各市町村教育委員会は、学校事務職員の経験や専門的な能力が、学校教育の場でより活かされるよう、この報告書で例示した学校事務職員や総括主任の職務（役割）を参考として、「公立小中学校学校事務職員の標準的職務」及び「総括主任の職務」を明確化する必要がある。
また、学校事務職員の専門的能力の育成のために、体系的な研修の実施に取り組むことも必要である。
- III 県教育委員会は、上記 I 及び II の事項の実施に関して、市町村教育委員会の取り組みを支援することが必要である。

※資料3

教育振興基本計画のパブリックコメント

高知県公立小中学校学校事務職員総括主任連絡会

わたしたち総括主任は平成 14 年度から発令され、平成 21 年度は 20 名が高知県の公立小中学校に配置されています。総括主任の職務は、平成 19 年 1 月 18 日に高知県教育長から「公立小中学校学校事務職員の標準的職務について」通知が出され、その中で総括主任の役割として「地域の学校事務の支援や指導等の役割を、総括主任の職務として明確に位置付ける。」と示されました。

このたび、全国に先駆け平成 9 年度からスタートした土佐の教育改革 10 年間の取り組みが検証・整理され、高知県における教育の現状や課題の分析等を踏まえ、今後の高知県教育振興の方向性として「高知県教育振興基本計画」の中間とりまとめが広く県民に示されました。

また、国レベルでは、いよいよ教育改革総仕上げの段階に入り平成 23 年度（小学校）・平成 24 年度（中学校）新学習指導要領の円滑な完全実施に向け、国をあげてのさまざまな条件整備がされています。新たなステージに向け、学校の組織は早急な変革を迫られているのです。

平成 10 年 9 月中教審答申「今後の地方教育行政の在り方」で学校の自主性・自律性の確立がいわれ、日本の歴史の中で初めて学校事務の重要性がクローズアップされました。学校裁量権限の拡大や学校運営組織の見直し等教育を支える基盤となる学校事務の質が教育の質保証に大きく影響することだととらえています。

学校のコアの仕事は授業であり、その授業を支える基盤が学校事務活動、教育の環境づくりです。環境づくりを行う「ノンティーチングスタッフ」の力量・充実が学校力をあげる大きな鍵となるのではないのでしょうか。

わたしたち総括主任は、勤務する学校だけでなく地域の学校事務の質向上に向け、事務処理体制の整備・充実や教職員の自立（自律）・学校の自主性・自律性の確立に職務として日々取り組んでいます。今回の「高知県教育振興基本計画」第 4 章 視点 3 教育の質の向上と教育環境の整備の部分は、まさに学校事務職員の職務として取り組まなければいけないところなのですが、「教育振興基本計画」の中に学校事務に関する基本方針や重点的な取り組み、現場にいる学校事務職員の役割などの部分にも記載がされていないのは大変残念なことだと思います。

わたしたちは、高知県全体の学校事務均質化、質の向上に向け事務職員が一丸となり職として責任ある仕事をし、高知県の教育のため貢献していきたいと考えています。「高知県教育振興基本計画」のなか、第 3 章 今後の教育振興の方向性・第 4 章 基本方針 (9) (10) の部分に、学校事務の重要性や役割の変化、校内事務組織の強化・事務支援組織の充実や整備等を明記し、学校現場や県民に示していただくことを高知県総括主任連絡会として要望いたします。

研究部会慰労会報

2月13日に さんの「土佐の教育実践表彰」のお祝いを兼ねた慰労会を行いました。
当日は約20名ほどが集まり、ペッシェで美味しい料理を食べながら、楽しいひと時をみんなで過ごしました。色々準備して頂いた、さん さんありがとうございました。
来年度からは、清水中学校の 君が研究部会に参加してくれるそうです！！
そして改めまして、さん受賞おめでとうございます！！



